

6年市長提出第24号議案

令和6年度

瀬戸市下水道事業会計予算

令和6年度瀬戸市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度瀬戸市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	36,100 戸	
(2) 年間総処理水量	9,173,600 m ³	
(3) 一日平均処理水量	25,133 m ³	
(4) 主要な建設事業	建設改良事業	2,707,266 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用に充てるため、下水道事業基金115,399千円を取り崩す。

収 入

第1款 下水道事業収益	2,378,662 千円
第1項 営 業 収 益	964,778 千円
第2項 営 業 外 収 益	1,413,881 千円
第3項 特 別 利 益	3 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	2,237,295 千円
第1項 営 業 費 用	2,120,620 千円
第2項 営 業 外 費 用	111,672 千円
第3項 特 別 損 失	3 千円
第4項 予 備 費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 464,521千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 139,404千円、過年度分損益勘定留保資金 269,010千円及び当年度分損益勘定留保資金 56,107千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,911,392 千円
第1項 企業債	1,571,800 千円
第2項 他会計出資金	197,262 千円
第3項 他会計補助金	101,103 千円
第4項 補助金	978,113 千円
第5項 負担金等	63,112 千円
第6項 固定資産売却代金	1 千円
第7項 その他資本的収入	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,375,913 千円
第1項 建設改良費	2,707,266 千円
第2項 企業債償還金	667,547 千円
第3項 その他資本的支出	100 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
下水道管路施設維持管理業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	千円 73,040

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 建設事業	千円 1,571,800	普通貸借 又証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるもので償還する。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第9条以外の予定額に不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 129,707千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
499,118千円である。

令和6年2月13日提出

瀬戸市長 川本雅之